

## 会員の皆様へのお知らせ

OR学会では、学会のさらなる発展を目指し「学会論文誌の掲載料の無料化並びに電子化」が決定され、さらに「法人制度改革に伴う公益法人化への準備」が進んでおります。

本会誌の場をお借りして、会員の皆様に関わるこれらの重要な問題の中から以下の3点に關しまして、理事会の方針や審議内容についてご説明させていただきたく思います。

1. 学会論文誌の掲載料の無料化並びに電子化について
2. 学会論文誌の電子化に伴う一部会員種別の会費の改訂について
3. 当学会の新公益法人化への対応について

これらの問題につきまして、ご質問やご意見がありましたら、ぜひ事務局までFAX・メール等でお寄せいただければ幸いです。今後の運営に反映させていきたいと存じます。

### 1. 学会論文誌の掲載料の無料化並びに電子化について（藤重編集理事，論文誌編集委員長）

今年の1月の理事会で、来年からの「学会論文誌の掲載料の無料化並びに電子化」が承認され、それに関連する諸事項の詰めが7月の理事会で終わって、広報活動を行うことになりましたので、学会員の皆様にご説明いたします。

#### 1.1 学会論文誌（JORSJ, TORSJ）の掲載料の無料化について

現在は会員・非会員共に採択された論文の掲載にあたり、掲載料を徴収していますが、来年以降に刊行の号に掲載となる論文で、連絡先著者（corresponding author）が会員であるものについては、掲載料を無料とします。連絡先著者（corresponding author）が非会員である論文の掲載料は現行通り徴収することとします。

著者には、掲載論文のpdfファイルを送ります。また、別刷りが必要な場合は別途、実費負担で、別刷りを申し込むことができます。

#### 1.2 学会論文誌の電子化について

論文誌の冊子体の印刷は継続しますが、会員への冊子体の配布は来年以降は廃止します。それに対応して、論文誌掲載の論文を学会ホームページに無料公開します（学会ホームページの衣替えについては、現在、広報委員会で検討されています）。

#### 1.3 学会論文誌の掲載料の無料化並びに電子化についてのメリット

以上の変更のもたらす効果（メリット）について補足説明します（以下では、JORSJ = JORSJ + TORSJ です）。

今や国内の学会の論文誌では掲載料を取ることが普通になってきていますが、JORSJは掲載料無しの貴重な論文誌となります。

掲載料の無料化によって、会員の皆様に、ある意味で、気軽にJORSJへの投稿を考えていただけるようになり、より質の高い論文が投稿されて掲載されるようになって、JORSJの評価がさらに高くなることを期待しています。そして、それによって本学会のステータスが向上し、それがひいては全会員にとってプラスになることと思います。

また、論文誌を学会ウェブページで無料公開しますが、研究成果を世界の人達に広く公開し

共有のものとするために、一切の制限を設けずに、だれでもアクセスできる形での公開は、公的な学会として最も適切な情報発信の仕方であると考えます。

さらに、現在検討されている学会ホームページの衣替えによって、国際的な検索エンジンの検索により JORSJ 論文が世界の研究者の目に留りやすいものになると良いと思います。

学会によっては論文の掲載と論文誌の刊行を学会の「収入源」として見るところもあるかもしれませんが、本学会員にも「収入減」を心配される方々もいらっしゃるかもしれませんが、印刷費と郵送費が浮くことにより、収支への影響は大きくないと思われます。

なお、論文誌の冊子体の印刷は継続し、販売や、国会図書館を始めとする機関への寄贈や交換のために使われますが、大学等の図書館、学科図書室、研究室などの機関による購入も、冊子体として論文誌を残していく上で重要なことですので、是非継続していただければ幸いです。

最後に、論文誌編集委員並びに査読にご協力いただいている会員の皆様のおかげで、優れた論文の採択は速やかに行われていますので、皆様の研究成果を積極的に投稿していただき、論文誌を盛り上げていただくよう、優れた論文の投稿先として JORSJ をよろしくお願いいたします。

近いうちに、論文誌の Best Paper 賞のような賞が実現すると良いと思っています。

## 2. 学会論文誌の電子化に伴う一部会員種別の会費の改訂について（佐賀井会計理事）

平成 20 年度第 5 回理事会（平成 21 年 1 月 23 日開催）において、論文誌の投稿の活性化および論文誌のステータス向上を目的として、

1. 会員の論文投稿掲載料の無料化
2. 平成 22 年度 1 月より和文・英文論文誌を発行と同時に学会ウェブページ上で無償公開する

の 2 つの施策（以下、「施策」）が決定されました。理事会でのこれらの施策の決定時には、学会の財政への影響が大きいのではないかと議論がありました。その結果、理事会より、収支への影響評価、および対応案の策定を求められたため、会計担当として検討を続けてまいりました。

理事会での 2 回の検討を経て、平成 21 年度第 2 回理事会において、検討結果が成案となりましたので、その内容をご紹介します。

検討では、会員数の年齢構成や、収支状況を調べ、これらの施策の会計への影響を評価いたしました。その結果得られた知見は以下の通りです。

1. 実質的に受けられるサービスの差がなくなるため、正会員の会費はすべて同額とするのが適当である。
2. 論文投稿掲載料収入減および論文誌販売収入減は論文誌作成関連費用削減でほぼ相殺できる。
3. 論文誌を送付している会員数は全会員数の 90% 程度であり、このすべてに対して会費を減額すると、会費収入の大幅減額につながる（年額 400 万円弱）。
4. 会員の年齢構成によれば、60 歳を超える会員数の割合は高く、今後 10 年以内に大幅な会員数の減少が懸念される。加えて、この不況により法人会員の減少も歯止めがかからない。会員数の減少に伴い、減収している実態を踏まえ、影響が少ない対応策を実施するべきで

ある。

5. 現在の年間の論文誌送付に関する原価は1,000[円/年]程度であり、年額2,000円減額してきた状況を追認する積極的な理由がない。逆に、減額されていた会員は年額1,000円程度ずつ利益を得ていたともみなせる。

これらの知見を踏まえ、成案となった内容は以下の通りです。

1. 論文誌を送付している正会員に関しては、現在の会費（年額14,400円）を変更しない。
2. 論文誌を送付しない代わりに会費を減額している正会員の会費は、現在の正会員会費と同額に変更する。これは、定款細則第30条における「理事会で定めた金額」=0円とすることで当面は対応する。また、定款細則第30条の取り扱いは理事会で検討する。

〈参考：定款細則第30条〉

和文論文誌と英文論文誌の一方または両方の配布を希望しない会員には、理事会で定めた金額を償還する。

3. 会費の変更に際しては会員の理解を十分に得られるように、可能な限りの対応を行う。具体的には、以下を行う。

(ア) 既存の論文誌を送付しない代わりに会費を減額している会員には、平成22年度は移行期間として現行の会費へ据え置くものとする。

(イ) メールマガジン等を活用し、学会の収支見込みや今後の運営方針を会員へ周知する。

(ウ) 学会の運営に関して一層の合理化案を検討し、可能なものから速やかに実行する。

今回の決定では、現在定款細則第30条により、会費の一部償還を受けている会員の方々に関しては、平成23年度以降は実質的に会費の値上げとなります。この不況の厳しい状況下で大変厳しいこととは存じますが、学会のおかれている状況をご理解の上、ご承諾いただければと思います。よろしくお願いいたします。

### 3. 当学会の新公益法人制度への対応について（渡辺庶務理事）

政府の特殊法人改革に基づき、平成20年12月1日をもって新公益法人制度が施行されました。これにより、従来からの社団法人・財団法人はすべて特例民法法人となり、5年以内に、一般社団法人（以下、一般法人）となるか公益社団法人（以下、公益法人）となるかのいずれかを選択して、移行の認可または認定を受けなければ、解散したものとみなされることとなりました。日本オペレーションズ・リサーチ学会も、これにより社団法人から特殊民法法人となり、5年以内に、一般法人か公益法人になることを選択し、申請し、認可または認定を受けなければなりません。

公益法人は、1) 税制優遇が受けられること、2) 公的な認定を受けているため、社会的信用を得られる期待が大きいこと、などのメリットがあります。しかし、その反面、その事業には公益性が求められ、1) 事業活動の50%以上が公益目的であること、2) 事業ごとに収支の相償が求められること、3) 遊休財産の保有が制限されること、など厳しい要件を満たし行政庁から公的認定を受けなければ移行できません。一方、一般法人は事業内容への制約はありませんが、税制優遇は受けられません。一般法人へは、法人法の規定を満たし、行政庁の認可を受ければ移行できます。

理事会ではこの経営的課題に対して昨年より議論を行ってきました。時間的な余裕があまりないため、本年4月から公益法人化等問題検討委員会（委員会）を立ち上げ、本格的な移行へ

の行動を開始することにいたしました。委員会での検討結果を受けて5月の理事会では「2年後（平成22年度末）を目途に公益法人移行のための認定申請を行うことを目指して活動を開始する。但し、認定申請時までの他学会の動向や実施例を見ながら方針変更の可能性も残す。許認可項目としてより制約の多い公益法人を目指すことで、方針変更した場合にも一般法人としての申請が可能な状態であることを考慮する」という方針を決定しました。

今後、公益法人を目指すために、学会の事業内容や会計方法、財務状態や機関の設計、定款や諸規定の見直しを行っていくこととなります。公益法人への移行認定申請数はまだ少なく、各学協会への対応も分かれており、情勢は流動的です。また、公益法人化のための検討を行った結果として一般法人への移行とする方針転換もあり得ます。しかしどちらの法人を選択するにしても、学会の将来のためにこれらの見直しは有益なことであると考えております。

理事会は、新公益法人制度への対応について、今後も、その概要と検討内容を会員の皆様へお伝えしていく予定です。学会の将来を考えるにあたって、会員の皆様方のご協力をお願いするとともに、法人制度改革への対応に関する皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。